

シカ特別対策事業に係る捕獲計画

1. 目的

本地域においては、これまで緊急捕獲活動支援事業、囲い罠によるシカの捕獲を実施しているところであるが、シカによる交通事故や市街地への侵入のほか、植物の食害等、住民生活や自然環境に多大な被害を及ぼしている状況にある。

このことから、本事業により、冬期に食料を求め集まってきている野付半島地区及び走古丹地区を対象としたシカの集中捕獲を実施し、個体数を大きく減少させ、被害減少に繋げることを目的とする。

2. 目標

(1) 推進方針

野付半島地区及び走古丹地区を捕獲区域として設定し、シカの集中捕獲を実施する。

(2) 目標捕獲頭数

1,100 頭（野付半島地区：300 頭、走古丹地区：800 頭）

3. 事業実施体制に係る項目

(1) 構成機関と役割分担

範囲	構成機関	役割分担
別海町	別海町役場	町実施事業の総括、捕獲確認、支払い
	別海町森林組合	捕獲業務の実行
	株式会社別海町観光開発公社	捕獲業務の実行
	株式会社知床エゾシカファーム	捕獲個体の処理
	環境省北海道地方環境事務所	捕獲許可等
	北海道根室振興局環境生活課	捕獲許可等

(2) 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーや学識経験者等第三者との協議や意見聴取の機会の設定

①捕獲計画の作成段階

根室振興局森林室長から、計画案について助言を得る。

②シカの集中捕獲の実施・推進段階

根室振興局森林室長から、1月下旬から2月上旬（捕獲実施期間の中程）に、さらなる頭数の捕獲に向けた対応方策や捕獲計画の変更について助言を得る。

③捕獲計画(捕獲目標等)に対する事業成果(捕獲効率含む)の評価段階

根室振興局森林室長から、事業の評価に当たって、成果について捕獲効率の観点からの評価手法及び評価結果について意見聴取する。

4. 被害防止計画の作成状況

別海町鳥獣被害防止計画（第5期、令和6年度～令和8年度）

5. 生息状況調査等の結果に係る項目(生息状況、生息数、捕獲状況、被害状況等)

(1) 生息状況

エゾシカの生息地域は町内全域的に生息しているが、冬期間については越冬のため野付半島地区及び走古丹地区の全域に多く生息している。

(2) 生息数

毎年11月から3月の各月の10日、20日、30日を目途に、野付半島地区及び走古丹地区でエゾシカ頭数調査を実施し、平成30年度から令和6年度までの調査結果データをもとに野付半島地区が約300頭、走古丹地区が約800頭と推定する。

(3) 捕獲状況

平成30年度以降の年度別の罠い罠及び銃器による捕獲頭数の推移を下表に示す。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
野付半島 (罠い罠)	214頭	123頭	143頭	137頭	65頭	86頭	125頭
走古丹 (罠い罠)	570頭	507頭	572頭	682頭	263頭	168頭	181頭
銃器	2,505頭	2,164頭	2,307頭	2,503頭	2,488頭	2,209頭	2,479頭
町全体	3,289頭	2,794頭	3,022頭	3,322頭	2,816頭	2,463頭	2,785頭

(4) 被害状況

平成30年度以降の年度別の被害状況の推移を下表に示す。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被害額 (千円)	207,700	46,950	43,210	60,728	88,900	46,590	90,193

6. 捕獲の対象地域等(シカ特別対策を実施する位置等を記載)

・野付半島ブロック



・走古丹ブロック①



・走古丹ブロック②



7. シカの集中捕獲の内容

(1) 捕獲体制(捕獲者)

捕獲者については、野付半島地区は株式会社別海町観光開発公社、走古丹地区は別海町森林組合の職員とする。

(2) 目標捕獲頭数等に係る内容

野付半島地区：300頭、走古丹地区：800頭

(3) 捕獲方法

囲いわなにより、捕獲を実施する。

(4) 捕獲期間

令和7年12月1日～令和8年3月31日

(5) 捕獲に要する経費

野付半島地区が株式会社別海町観光開発公社、走古丹地区が別海町森林組合に業務委託しており、業務委託料の内訳については下記の表のとおりとなっている。

	生体 捕獲	餌付け 見回り	除雪	罟の設置	罟の撤去	合計 (税抜)	合計 (税込)
野付半島	370,124	209,297	104,649	281,999	233,931	1,200,000	1,320,000
走古丹	615,746	218,677	87,470	589,275	488,832	2,000,000	2,200,000

(6) 捕獲個体の確認方法や捕獲個体処理に関する取り決め

捕獲の確認方法としては、町が認めた処理加工施設である、株式会社知床エゾシカファームが搬入確認を行う。また、捕獲個体は、株式会社知床エゾシカファームの一時養鹿や食肉として有効活用し、有効活用外は減容化処分する。なお、捕獲個体の囲い罟から処理施設までの運搬費用は、株式会社知床エゾシカファームと締結する協定の元、別海町が捕獲個体を無償で引渡すことを条件に、株式会社知床エゾシカファームが全額負担する。

(7) 捕獲目標に対する事業成果(捕獲効率含む)の評価方法の設定

事業成果については、設定した目標に対する捕獲頭数が50%未満の場合は、達成状況が低調であるものとする。また、捕獲効率は、それぞれの地区毎に、任意の指標となる項目(日数当たり、給餌の頻度等)での効率化が図られているか、類似の取組事例(近隣で実施されている緊急捕獲事業や指定鳥獣捕獲等事業)と比較して評価する。

(8) その他